

軽費老人ホーム「草の家」重要事項説明書

1. 事業主体概要

事業者の名称	社会福祉法人 足柄福祉会
法人所在地	〒250-0101 南足柄市班目460
代表者氏名	理事長 石塚好江
電話番号	0465-73-2552
設立年月日	昭和53年2月21日

2. ご利用施設

施設の名称	軽費老人ホーム 草の家
施設の所在地	〒250-0101 南足柄市班目460
施設長名	石塚好江
電話番号	0465-73-2552
FAX番号	0465-73-2553
開設年月日	昭和53年5月20日
交通の便	小田急線新松田駅よりバス15分徒歩20分
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損保

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	軽費老人ホームは、低廉な料金で家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な老人を入所させ、日常生活上必要な便宜を供与し、もって老人が健康で明るい生活を送れることを目的とします。
施設経営の方針	施設は、居宅における生活への復帰が可能な場合には復帰を念頭におき、その他の場合には、生活の場として老人の特性に配慮した住みよい住居を提供し、利用者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう、相談・助言等の援助、食事の提供、入浴設備の提供、疾病・災害等緊急時の対応、居宅サービスの利用への協力、余暇活動の支援等、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように万全を期することを基本方針とします。

4. 職員の配置基準と職務

職種	職務内容	配置	勤務体制
1. 施設長	総括	1名	常勤
2. 事務職員	庶務、会計業務	2名	常勤
3. 生活相談員	相談、調整、入居調整	1名	常勤
4. ワーカー	日常生活の支援・援助	5名	常勤
5. 看護職員	健康管理、療養上の世話	1名	常勤
6. 栄養士	調理上の衛生管理、調整	1名	常勤
7. 宿直専門員	宿直業務	2名	非常勤

5. 施設サービスの概要

種類	内 容
食事	・栄養士の立てる献立により栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 【食事時間】 朝食 8時～8時30分 昼食 12時～12時30分 夕食 18時～18時30分
入 浴	・年間を通じて週3回の入浴を行います。
健康管理	・嘱託医により週1回の診察を行い健康管理に努めます。 【当施設の嘱託医】 氏 名 清水 昭男 医師 診療科 内科
相談及び援助	・当施設は、利用者及びその家庭から、利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠意を持って応じ可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
社会生活上の便宜	・当施設では、利用者からの要望等を考慮し年間行事計画を作成し、教養娯楽、日常生活支援、クラブ活動等の事業を行います。

6. ご利用料

軽費老人ホーム 草の家 階層区分別料金表

[単位：円]

対象収入による階層区分		利 用 料 金			
		区分	事務費	生活費	計
1	1,500,000円以下	月額	10,000	52,780	62,780
2	1,500,001円～1,600,000円	〃	13,000	52,780	65,780
3	1,600,001円～1,700,000円	〃	16,000	52,780	68,780
4	1,700,001円～1,800,000円	〃	19,000	52,780	71,780
5	1,800,001円～1,900,000円	〃	22,000	52,780	74,780
6	1,900,001円～2,000,000円	〃	25,000	52,780	77,780
7	2,000,001円～2,100,000円	〃	30,000	52,780	82,780
8	2,100,001円～2,200,000円	〃	35,000	52,780	87,780
9	2,200,001円～2,300,000円	〃	40,000	52,780	92,780
10	2,300,001円～2,400,000円	〃	45,000	52,780	97,780
11	2,400,001円～2,500,000円	〃	50,000	52,780	102,780
12	2,500,001円～2,600,000円	〃	57,000	52,780	109,780
13	2,600,001円～2,700,000円	〃	64,000	52,780	116,780
14	2,700,001円～2,800,000円	〃	71,000	52,780	123,780
15	2,800,001円～2,900,000円	〃	78,000	52,780	130,780
16	2,900,001円～3,000,000円	〃	85,000	52,780	137,780
17	3,000,001円～3,100,000円	〃	93,000	52,780	145,780
18	3,100,001円～3,200,000円	〃	101,000	52,780	153,780
19	3,200,001円～3,300,000円	〃	109,000	52,780	156,080
20	3,300,001円～3,400,000円	〃	117,000	52,780	169,780
21	3,400,001円以上	〃	全額	52,780	

11月から3月までの冬期には暖房費として一人月額2,070円を加算する。
 その他居室内の電気料金は実費負担。(＠22円/Kwh) 診療費及び薬局等立替金
 理美容代は直接業者へ支払って下さい。
 備品等の破損において、利用者自身の責任に帰する場合は修理費用。
 但し、神奈川県軽費老人ホーム設置運営要領改正に伴い変更を致します。

注1 この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注2 本人からの事務費徴収額（月額）は前項表により求めた額とします。

注3 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、前項表の額から30パーセント減額した額とします。この場合100円未満は切りすてるものとします。

注4 月の中途での退所の場合、生活費（食事代も含む）は日割り計算となりますが、事務費は全額徴収となります。

注5 居室の状況に応じ、備品等を傷つけたり、汚したりまた毀損した場合、また、本人所有備品等の廃棄処分については実費をいただきます。

注6 入院中の食事代については、入院の3日目から退院の前日までの欠食分を返金します。

注7 外出、外泊時、入居者は3日前17時までに欠食届が提出された場合、食事代（朝食180円・昼食310円・夕食310円）を返金します。

※緊急時等、施設長が認めた場合はこのかぎりではない。

（身体的要因、緊急を要する場合）

尚、返金につきましては、翌月のサービス費より、差引させていただきます。

7. 苦情相談窓口

※ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者： 相談員 古谷 高明

ご利用時間 月～金曜日 8時30分～17時30分

ご利用方法 電話0465-73-2552

※ 当施設以外に市町村の相談・苦情受付窓口等でも苦情申し出ができます。

※ 苦情処理第三者委員 氏名 石塚 清一 住所 南足柄市斑目249

Tel. 0465-74-3603

氏名 加藤 昌直 住所 南足柄市斑目307

Tel. 0465-74-2305

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談に乗っていただける委員です。

8. 当施設ご利用に当たって留意いただく事項

来訪・面会	他の入所者に迷惑を及ぼさない範囲で自由
外出・外泊	外出・外泊届けを提出頂きます。
喫煙	全館禁煙、但指定喫煙場所にて可
迷惑行為等	他の入所者に迷惑を及ぼしたり、共同生活を乱さない。
動物飼育	不可

私は、本書面に基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し承諾いたしました。

平成 年 月 日

【 利 用 者 】

住 所

氏 名

⑩

【 代 筆 者 】

私は、下記の理由により、本人（利用者）の意思を確認したうえ、
上記署名を代行しました。

住 所

氏 名

⑩

【 身元保証人 】

住 所

氏 名

⑩

【 説 明 者 】

軽費老人ホーム 草の家

職・氏名

⑩